

平成23年10月6日（木曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

平成23年第3回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	（欠番）	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
総務課長	高平功悦君
財務課長	熊谷清一君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
教育長	小池満君
教育課長	亀井純君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第4号)

平成23年10月6日(木曜日) 午前10時20分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 議案第 91号 平成22年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

〃 第 3 議案第 92号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 4 議案第 93号 平成22年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 5 議案第 94号 平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 6 議案第 95号 平成22年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 7 議案第 96号 平成22年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 8 議案第 97号 平成22年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 9 議案第 98号 平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第10 議案第 99号 平成22年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第11 議案第100号 平成22年度松島町水道事業会計決算認定について

〃 第12 議案第102号 平成23年度松島町一般会計補正予算(第8号)について

(朗読説明)

〃 第13 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時20分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆様、ご苦労さまです。

平成23年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。 [REDACTED] です。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、10番色川晴夫議員、11番赤間 洵議員を指名します。

日程第 2 議案第 91号 平成22年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 92号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 93号 平成22年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 94号 平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 95号 平成22年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 96号 平成22年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 97号 平成22年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 98号 平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第 99号 平成22年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第100号 平成22年度松島町水道事業会計決算認定について

○議長（櫻井公一君） お諮りします。日程第2、議案第91号から日程第11、議案第100号までを一括議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

議案第91号から議案第100号については、平成22年度決算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しておりますので、特別委員長の報告を求めます。高橋利典委員長、ご登壇ください。

〔決算審査特別委員会委員長 高橋利典君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（高橋利典君） 平成22年度決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会は9月27日に設置され、28日、29日、30日、10月の3日、4日、5日に審査を行いました。

審査場所は、当議事堂でございます。

説明員は、町長、教育長、課長、班長等並びに説明補助員の皆さんであります。

審査の結果についてご報告させていただきます。

議案第91号平成22年度松島町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、認定すべきものと決せられました。

議案第92号平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決定されました。

議案第93号平成22年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決せられました。

議案第94号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決せられました。

議案第95号平成22年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決せられました。

議案第96号平成22年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決せられました。

議案第97号平成22年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決せられました。

議案第98号平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決せられました。

議案第99号平成22年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものと決せられました。

議案第100号平成22年度松島町水道事業会計決算認定について、認定すべきものと決せられました。

なお、決算審査に当たりまして、審査の結果における意見が10項目になっております。

それでは、朗読させていただきます。

審査の意見。

総務課所管。

投票所の増設について。

磯崎地区では、選挙時における投票所が区民会館の1カ所となっている。県道沿いで駐車スペースもなく、車道の往来があり、安全な環境の投票所であるとは言えない。他地区においても、高齢化が進み足の確保等が不便であると指摘されている。投票率の向上を図るためにも、適正な場所（期日前投票所を含む）での投票ができるよう増設を図りたい。

町民バス利用について。

公共交通空白地域の生活利便の向上及び福祉の増進並びに生活環境の向上を図るため、町内全域に町営による路線バスを運行しているが、高齢者の利用率が年々減少傾向にある。新たな地域交通システムの導入を視野に入れ、公共交通網の整備を図られるよう検討されたい。

なお、町民バスは通学バスも兼ねており、保護者の費用軽減策として児童生徒の運賃免除を強く求める。

高城集会施設の設置について。

高城集会施設は既に実施設計が完了している。避難所としての機能も担うため、防災上の安全が確保されるよう建設場所の見直しを求める。

産業観光課所管。

遊休農地について。

遊休農地の有効活用のため、町独自の機械設備の整備や補助等をし、対策に取り組むよう強く求める。

建設課所管。

随意契約について。

随意契約に当たっては、1社のみではなく、入札監視委員会からの指摘もあることから、複数の業者を選定しながら適切な入札業務が行われるよう求める。

町営住宅について。

町営住宅は、町民生活の安定と社会福祉の増進を図るためのものであるが、町営住宅上初原60、愛宕16戸、幡谷10戸、小石浜6戸、82戸の老朽化が著しい。耐用年数も過ぎていることから、今後は、用途廃止・払い下げ・補修の3通り考えられるが、定住促進の観点から住宅管理計画を立て早急に示されたい。

水道事業所所管。

合併浄化槽の推進について。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした合併浄化槽設置は、平成22年度5基の設置にとどまっている。下水道区域外は合併浄化槽で対応する方向づけが示されているが、高齢化により設置さえ難しい状況にある。これらの住民対策として維持管理費を含めた補助の施策を講じ、積極的に普及推進を図られたい。

教育委員会教育課所管。

奨学金貸与事業について。

現在の奨学金制度では学校生活を充足する程度には至っていない。奨学金の金額を上げる等対策を講じ、有効活用されるよう対処されたい。

国民健康保険特別会計です。

特定健康診査について。

特定健康診査は、平成20年4月から始まった生活習慣病予防のための新しい健康診査である。平成22年度から特定健康診査は無料となっているが、受診率は平成21年度で48.6%、平成22年度で49.3%と成果には結びついていない。受診率を高めるため、啓蒙・啓発を含めた対策を早急に講じられたい。

各課共通でございます。

予算の流用・予備費の充用について。

平成21年度の決算で充用・流用は、真にやむを得ない事由で執行科目に予算不足が生じた場合、必要最小限にとどめるべきと指摘をしている。予備費からの充用に多額の不用額が生じており、不適切な会計処理となっている。予算の流用・予備費の充用は、総体的に必要な金額を把握し、適切な会計処理が図られるよう強く求める。

以上、審査の報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典委員長、大変ご苦勞さまでした。

お諮りします。質疑は省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

議案第91号平成22年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。16番今野 章議員。反対者の発言を許します。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

それでは、議案第91号平成22年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論させていただきたいと思います。

この間の中央政治では、小泉内閣以来の構造改革により雇用の破壊、社会保障の削減など国民負担の押しつけが進み、地域経済の破壊や貧困と格差が拡大してまいりました。このため、長期にわたって続いてきました自民党政治とそれに追随する勢力が一昨年の夏の総選挙で国民の信任を得ることができず、民主党を中心とする新たな政権が誕生することになりました。

しかし、この政権も、選挙で掲げたマニフェストを次々と投げ捨てるなど国民の信頼を裏切り続けております。その結果、この2年の間に鳩山内閣、菅内閣、ドジョウ内閣の野田内閣と政権のたらい回しで急場をしのいでいるような状況でございます。

3月11日に発生した巨大地震による大津波は、岩手・宮城・福島などの太平洋沿岸を飲み込み、沿岸部を瓦れきの山とし、また、東京電力の福島第一原発事故による被害が拡大をしているにもかかわらず、被災者支援の内容は、被災者の思いに寄り添うにはほぼ遠いものとなっております。

本町22年度事業は、こうした国の政治や大震災の中で進められたものであり、繰り越された事業もありますが、長い間の要望でありました第一小学校の専用体育館の建てかえが22年、そして23年度にかけて実施をされたほか、今後、集会所建設、国の緊急雇用創出事業などによる雇用の確保、特に第一小学校など図書支援員や教育支援員の配置、また高齢者生きがい活動支援での添乗員の確保、幼稚園の一時預かり保育や留守家庭児童学級の延長保育及び年度途中からではありますが、第五小学校学区でも留守家庭児童学級を充実したほか、多くの施策が取り組まれてまいりました。以上のような点も評価をしながら、次に幾つか問題点を指摘していきたいと思います。

まず、税の徴収に関連をいたしまして、22年度に県の滞納整理機構に徴収を移管したものは、

対象者20名で滞納税額2,875万円、その結果、徴収できたものは441万円余りで移管分の15%程度であります。徴収に当たっては町民の生活状態をしっかり把握をした適切な対応が求められると考えますが、県の滞納整理機構では生活実態を無視した乱暴な徴収方法がとられているとも言われております。本町の税の滞納整理室も相当優秀な方々がそろっていると聞いております。23年度までの3年間として立ち上がったこの県の滞納整理機構が今後延長されることになっても、機構に参加をしないことを求めるものでございます。

次に、臨時職員等に対する待遇改善を、これについても毎年求め続けておりますが、保育士については、これまでに5キロ以上の交通費の支給や時給単価のアップが実施をされたとのことでした。しかし、例えば町民バスの運転手に対する待遇では、ハンドルを握っている時間だけが時給換算の基礎で拘束される時間は含まれないなど、改善が必要と思われるものもあります。即座に解決することは難しいかもしれませんが、職員であれ臨時職員であれ同一労働は同一賃金という考え方に近づいていく、そうした改善を求めたいと思います。

なお、町民バスの運行に当たっては、住民サービスとして安全・安心の運行をなお一層心がけていただくようサービスの向上をお願いしたいと思います。

国の施策もあって緊急雇用対策が本町でも実施をされておりますが、一時的な雇用であることから応募者が少なかったり、正式な雇用にほとんど結びついていないのが現状となっているようであります。現状をしっかりと国に伝えるなど本格的な雇用対策を求めていく必要があります。また、定員管理計画のもとで正規職員の減員と臨時雇用が本町でも常態化をしております。必要な人員については正規の職員としてしっかり雇用していくことも考え、働く者の生活の安定につながるよう考えていくべきであります。

次に、公共交通空白地域の利便性と福祉の向上のために始まりました町民バスは、今でも延べ7万人前後の利用者がおり、住民施策の重要な柱だと考えておりますが、高齢化の進展の中でバス停まで歩くのも大変という状況が出てきております。10月4日の新聞報道では、大崎市の田尻地区で予約型タクシーが出発したことが報じられていましたが、このようにデマンド交通システムなど住民ニーズを把握し、ニーズにこたえられる本町における地域公共交通施策が求められているのではないかと思うものでございます。

次に、各行政区の集会所の管理についてであります。各行政区が指定管理者となっております集会所の管理・運営については、32施設全体の施設利用料といたしまして収入は68万4,000円、一方で施設の管理に要する支出は278万4,000円となっております。22年度に差し引き黒字になっているところは高城公会堂だけで、その他は区費からの持ち出しになっておりま

す。県サッカー協会に無償貸与しているフットボールセンターなどは施設の管理・維持に係る基本部分は町負担としている点や、他の施設の指定管理の委託内容と比較しても公平を欠くものと考え、是正を求めるものでございます。

次に、2市3町が共同で立ち上げました経緯のある千賀の浦福祉会の特別養護老人ホーム長松園等に対する土地貸付についてであります。この施設は23年1月に無償貸付の契約が終了いたしました。本町ではその後も無償で貸付を続けております。同じ千賀の浦福祉会の施設である塩竈市の清楽苑、多賀城市の多賀城苑、七ヶ浜町の第二清楽苑にはそれぞれ平成18年、19年度から地代が支払われております。これでは本町の無償貸付が他市町と比べバランスを欠くものと言わなければならないと思います。千賀の浦福祉会や各自治体間との話し合いで、無償であれ有償であれ統一的な対応がなされるべきものとするものでございます。

次に、町営住宅についてであります。木造の小石浜、愛宕、上初原、幡谷の町営住宅は、耐用年数も経過をし老朽化が激しく、3月11日の大地震での被災もしております。今後、用途廃止・払い下げも考えられますが、県内でも平均所得の低い本町では公営住宅に対する需要が高いものと推測をされますし、人口減少に歯どめをかけて定住を促進する上でも公営住宅の建てかえ等を進めるべきと考えるものでございます。そのためにも公営住宅管理計画及び建設計画等の策定を求めるものでございます。

次は、産業・農業の問題であります。耕作放棄地対策が遅々として進んでいない状況が審査の中で明らかとなりました。今、世界人口の急増による食料の危機の時代が到来をしようとしております。我が国は食料自給率の60%を外国からの輸入に頼っている状況であり、こうした状況から抜け出して、自国の農地での食料増産に向う必要性があります。もちろん国の農政、国策の問題もあり一自治体としてできることには限りがございますが、農地として復元できる耕作放棄地に手だてをとって農地として守っていくことは今、町に求められている大変重要な課題だと考え、対策に知恵を出し合うことが求められていると思います。

以上のような点を指摘しながら、最後に、特に震災時に町民と被災者の直接の窓口となって奮闘をされた町長初め町職員の皆さんには敬意を表しながら反対の討論とさせていただきます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） 今回初めて賛成討論をさせていただきますが、国策の問題等については直接触れませんが、決算特別委員会の意見・要望並びに予算の流用・予備費の充用等が多少目立ったものの、3月11日に未曾有の大災害もあり、その中で国・県・町の制度に従って、一般

会計については社会情勢も踏まえた上で適正に執行されたものと判断いたしております。したがって、大まかではございますが、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第91号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第91号平成22年度松島町一般会計歳入歳出については認定することに決定しました。

議案第92号平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。原案に反対の方の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

それでは、平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論させていただきます。

本町における国民保険税の徴収率は、22年度の現年度分で87%、滞納繰越分を含めると56.6%で、滞納繰越額の総額は2億8,400万円余りでございます。また、徴収することが不可能として不納欠損した額は1,993万余りとなっております。

加入世帯数は2,496世帯で、そのうち所得が低いとして法律により減免を受けている世帯は、7割軽減で631世帯、5割軽減で169世帯、2割軽減で316世帯の合計1,116世帯となっております。国保加入世帯の44.7%が応益割である均等割・平等割の公定減免を受ける世帯で構成をされております。これは国保がもともと所得の低い世帯により構成されている医療保険であることを示しているものと考えます。

また、平成22年度では応益割である均等割・平等割、応能割である所得割・資産割の収納比率がこれまでと比較して逆転をし、応益割が初めて国保税収の50%を超えることになりました。応益割は、人头割と世帯割でそれぞれ定額で徴収されますことから所得が低ければ低いほど負担は重いものとなります。さきに法定減免を受けている世帯が1,116世帯あると言いましたが、そのうち608世帯は所得が低く、減免を受けているにもかかわらず資産があるということで資

産割が徴収をされております。この場合、資産は一般的には生活の基盤であり、所得を生み出すものではないと思うものであります。国保はもともと所得の低い方々の医療保険であるにもかかわらず、所得が低ければ低いほど重い応益割の負担比率が高くなってきており、所得が低いにもかかわらず資産があるといつては資産割が課されれば、だんだん納めきれなくなるのはしごく当たり前のことだと考えるものであります。結局、一方で滞納をつくり出しながら、一方では会計が赤字になるからと税率を引き上げることが繰り返されてまいりました。

こうした国保の危機的状況を打開するためには、国の責任を明確にし、医療に対する国庫負担をふやすことが何と云っても必要であり、当面の解決策としては、2億6,500万円余りの財政調整基金を取り崩すなどして国保税の引き下げを行うこと、また応益割と応能割の比率を見直し、低所得者の負担を軽減することが必要なのではないのでしょうか。

また、滞納を理由にした資格証明書の発行、保険証の取り上げが少数ではありますが実施をされております。命にかかわる医療はひとしくすべての人が受けられるよう保障し、滞納した税の徴収とは切り離して考えるべきであり、取り上げはやめるべきであると考えます。

以上申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案の賛成の方の発言を許します。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。

それでは、議案第92号平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険の中核として町民の皆様の医療の確保と健康増進に大きな役割を果たしてきたと考えます。しかしながら、高齢化の進展に伴い中高齢者の加入者が多くなり、医療費は増加傾向にあります。さらには今日の経済情勢を反映した加入者の負担能力の低下や低所得者等の増加による収納率の低下などがあり、大変厳しい財政状況が続いていると考えます。

そのような中で本町の平成22年度松島町国民健康保険特別会計は、歳入が前年度より6,715万3,559円増の19億1,064万円であり、歳出は、前年度より2,207万円少ない17億7,210万円でありました。歳入総額に占める保険税収入は20.7%の3億9,578万円で、前年度より1,683万円の減となっており、最近の厳しい経済情勢が反映されていると考えます。さらには収入未済額が2億8,403万円で、前年度と比べ26万円の増加となっております。一方、歳出の主なものでは保険給付費が12億3,918万円と前年度より116万円増加し、老人保健医療費拠出金については1

万4,000円であります。

なお、保険給付費については、年度平均被保険者数が前年度と比べ87人減の4,515人であり、被保険者1人当たりの療養給付費が前年度の22万2,197円から23万8,281円と1万6,084円の上昇になっております。

国保の健全運営には、収入未済額を減少させ、療養給付費の上昇を抑えることにあると考えます。そのためにはさらなる保険税収納の向上を目指し、保険税の徴収を粘り強く推進しながら、税源の安定的な確保を図ることが重要であります。本年度会計においても、保険税徴収対策として特別滞納整理室等を中心に各種税の徴収推進を行いながら税源確保に努力している姿を評価するとともに、住民基本健診や特定健診を初め、胃がん、前立腺がん、大腸がんなどのがん検診や各種健康相談や研修会、そして高齢者の健康管理と維持・増進等に努めており、町ぐるみで健康づくりのための予防対策がとられております。

今後、一層厳しい運営が予想される国保会計の現状の中で、質収支額は1億3,853万円の黒字になっており、その中から8,000万円を基金に繰り入れたことは、次年度への備えとして健全な会計運営への布石になるものであり、国民健康保険事業が町民の皆様の大切な生命と健康を守るため今後も絶対に堅持していかなければならない医療保険制度であると考えます。

以上を申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第92号平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第93号平成22年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算について討論に入ります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第93号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第93号平成22年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第94号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。原案に反対の方の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

議案第94号平成22年度松島町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について、簡単に反対の立場から討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳になった人を強制的に家族とは別の保険に移し、医療と検診を制限し、収入のない高齢者にも保険料を負担させるため、この制度に対する高齢者国民の批判は大きいものがございました。現民主党政権は、後期高齢者医療制度の廃止を国民に約束をしていたもので、一日も早いこの制度の廃止と、いつでも安心して医療が受けられる医療制度の実現を求めて、反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。

平成22年度後期高齢者医療特別会計決算認定に当たり、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

皆様ご承知のとおり、現行の後期高齢者医療制度は約10年の歳月をかけて検討され、平成20年4月に創設されたものであります。高齢社会を展望し、従来の老人保健制度において指摘されていた現役世代と高齢世代の費用負担の割合を明確にしたものであります。すなわち公費が5割、現役世代からの支援が4割、被保険高齢者が1割と明確化されたものであります。現在、本医療制度施行4年目を迎えておりますが、途中、国においては政権交代があつて制度の見直しの議論がなされており、先般発表された社会保障と税の一体改革成案においても、見直しが見込まれているところであります。

去る9月30日の新聞に、平成21年度の国民医療費は、高齢者の増加と医療技術の高度化により過去最高額を更新し、前年度比3.4%増の36兆円、そのうち後期高齢者分は約3分の1の11兆7,335億円となったことが厚生労働省より発表されたと報道されておりましたが、国民の高

齢化に伴い、今後も医療費はますますふえ続けるものと予想されております。このような状況下において、すべての国民から納得と信頼が得られる医療保険制度の構築実現へ向けての道のりは非常に困難なものと考えられます。

高齢者医療制度をめぐる環境は、以上のように厳しい状況にありますが、国民に、そして本町町民に安心して日々の生活を営んでもらうためには、安心して医療が受けられることが継続的に保障される必要があります。すなわち医療保険制度においては空白はあってならないものであります。よって、現行制度が存続している限りは、被保険高齢者を含め町民の方々に医療に対する不安を抱かせることなく、しっかりと運営がなされなければならないわけがあります。

本町における平成22年度の後期高齢者医療事業の実施に当たっては、運営主体である宮城県広域連合と連携し、保険料の収納、保険給付等、各種の事務を滞りなくなされたものと推量するところであります。今後も被保険高齢者の立場に立って事業を進められるよう要望いたしまして、平成22年度の決算認定に賛成するものであります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第94号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第94号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第95号平成22年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第95号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第95号平成22年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第96号平成22年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第96号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第96号平成22年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第97号平成22年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第97号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第97号平成22年度松島町観欄亭等特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第98号平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第98号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の

方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第98号平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第99号平成22年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。
討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第99号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第99号平成22年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

議案第100号平成22年度松島町水道事業会計決算認定について討論に入ります。
討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第100号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第100号平成22年度松島町水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

以上で平成22年度各種会計歳入歳出決算認定についての採決が終了しました。

ここで町長よりあいさつを求められておりますので、これを許します。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 平成22年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして議会の認定をいただき、改めて御礼を申し上げます。

長時間にわたりご審議をいただき、その中で賜りましたご意見、ご指摘につきましては、再度確認、検討しながら今後の取り組みに反映させまして、より適正かつ充実した行政運営に

努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます、御礼といたします。

なお、清野、菅野両監査委員には詳細な審査とご意見をいただき、その労に対しまして改めて感謝申し上げます。

また、本定例会に一般会計補正予算の追加提案をいたしておりますが、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議長からも監査に当たられましたお二人の監査委員の労に対し感謝の意を表します。大変ご苦労さまでした。

なお、冒頭にお話ししなければならなかったんですが、清野監査委員は監査委員研修できょうとあす、出張しております。

休憩の動議がありますが、休憩に入りますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時20分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

12番太齋雅一議員、席を外しておりますので、ご報告を申し上げます。

日程第12 議案第102号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第8号）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第100号平成23年度松島町一般会計補正予算（第8号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第102号平成23年度松島町一般会計補正予算（第8号）。

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,444万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,511万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年10月6日提出、町長名。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第102号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成23年台風15号により被害を受けた方々への見舞金及び台風被害等に伴う災害復旧費並びに東北地方太平洋沖地震で発生した木材・湾内漂着物・被災船等の災害廃棄物処理に要する経費を補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

なお、台風被害の見舞金については担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私の方から台風15号による災害見舞金給付事業ということで主要事業説明資料に基づきましてご説明いたします。

事業名は、今お話ししたとおりでございます。

事業の目的でございますけれども、23年の9月21日の台風15号によって住家が床上浸水の被害を受けた世帯に対して、町として見舞金の支給を行うものでございます。

事業の概要ということなんですけれども、床上浸水した世帯に対して3万円の見舞金を支給いたします。戸数については、今現在の見込みでございます。

今後でありますけれども、町民の方への周知方法ですけれども、各行政区にチラシを配布するとともに、11月の広報等でお知らせする予定でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第13 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第13、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。質問者は登壇の上、質問願います。

2番佐藤皓一議員。

〔2番 佐藤皓一君 登壇〕

○2番（佐藤皓一君） 2番佐藤皓一です。

一つ目、震災後の心のケアをどうするのか、をお願いします。

東日本大震災から半年余りたちまして、直後のいろいろな大きなことが落ち着く中で、中長期の対策が求められる段階に入りました。心のケアもその一つであると感じまして、私は、これは大変大きな問題のように感じたんですけれども、やっぱり仮設住宅だとか防潮堤だとかそういうものに比べて、何となく個人の問題、あるいは小さな問題というふうに受けとめられる可能性もあり、そのあたり緊急度・重要度、物差しの中で町全体の中ではどういうふうに位置づけられているものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 震災後の心のケアの問題でございます。震災後12日目から専門の心のケアチームが入りまして、避難者と被害の大きかった地域の訪問において、必要だと思われる方々に対しまして専門医の相談を開始し、5月ごろまで地震の恐怖がとれない方などの対応を行っております。

震災から半年経過し、緊急を要する時期は過ぎてはおりますが、震災後の心的外傷後のストレス障害というのがあります。PTSDというふうに略称あるんだそうでございますけれども、この問題は、震災年よりも2年、3年後の相談が多かったという「兵庫県心のケアセンター」の報告もあります。今後、重要な課題として対策を講じなければならないというふうに認識しております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 数カ月、1年、2年という期間の中での対応・対策だと思いますが、何か直後の段階でも「どんぐり」の方と役場の方がペアで回って、大変励まされ支えられたと好評であったということも一部で聞いてまして、町の対応は何か評価されているように感じますが、その体制づくりなんかも含めて、今後のまちづくりの、何ていうか、あり方、見通しはどんなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今後のまちづくりの中で現状ということでございますけれども、町内の現状と今後の見通しでございますが、先ほど町長も述べましたが、現在、震災でのストレス障害などを訴える方は現実的には見受けられない状況でございますが、しかし、これらについては心の不調のあらわれ方が人によってはさまざまでございます。また非常にデリケートな問題でございます。本人が自分の心の問題に気づかないところもあるため相談につながってない場合もあると思います。今後の働きかけが必要と思われるので、各いろんな機関に連携をとりながら自己チェックリストなどを配布するなどして相談に応じてまいります。

また、先ほど兵庫県の報告事例も話されたように、相談件数が増加することも予想されるため、宮城県においては設置の予定ということで、場所はまだ未定でございますけれども、心のケアセンターや各種相談機関の専門相談員を活用しながら対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 実際その心のケアの問題で苦しんでいる人は、うそついているわけではないらしいんですけども、人によってさまざま、デリケートというお話のとおりで、自分でも小さいことだと思っていることが実は心の安定に割と響いたりするので、担当する人からすると、よくよく話聞いたり何かそうしないと取り違えるということはあるかのように聞いてます。そういうことも含めて人材育成なんか手間暇かかるものらしいんですが、これから10年、20年たてば、私を含めて、何ていうか、ケアの必要な人が数字ではっきりわかっているとおり増加が予想されます。それに向けての町の課題のようなもので、どういうことが予想されるものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） その心のケアに限らず、高齢者、特にこれからふえるというふうに予想される独居、また高齢者同士の高齢者しかいない世帯の増加ということがあります。災害時の対応もそうですけれども、平時の対応としてもそういった対応を役場として考えていくということは大事な事かなというふうに思っております。おっしゃられるように地道な人間関係づくりと時間をかけた人材育成ということで、おっしゃるとおりだというふうに考えております。

まず、対応としては、今後の方向でございますけれども、町が中心となって、分館を含めた行政区、また自主防災組織、またボランティア団体とかがございますので、そういった組織と協議しながらよりよい仕組みづくりを検討していくということが必要かなというふうに思っております。これは今回の被災に基づく災害復興計画の中でも位置づけて作業し、かつ、できるだけ早い時期に仕組みをつくっていくということが大事かなというふうに思っております。

また、町と町民が一丸となって災害に備える、また平時には子供から高齢者まで気軽に声かけできるようなコミュニティーのありようというのも大事でございますので、そういった面も含めまして、町民の方々が安心して生活できるまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） どうもありがとうございました。

2問目お願いします。

地震と津波の後に原発の事故の影響で放射能というような、何ていうか、余分にかぶさってきました。東北地方の食材中心に風評被害によるマイナスが多種多様あちこちでいっぱい出てます。安全なものまで売れないというのは健全な経済状態から外れていまして、これは大変困ったことだと。これからことしの冬のカキの販売にひょっとしたら響くかもしれない。響かなければ何よりですけれども、これ一応予想されますので、何ていうか、予想に対する対応、心づもり、どんなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 原発事故以来、食品と放射能の問題は全国的に問題となっております。そうした中で国は、ことし8月において放射能物質の検査対象に牛肉と米を追加しまして、改めて消費者の目線から食の安全・安心を確保する方策をとっているというふうに理解しております。

お話しのカキの放射性物質の検査につきましては、10月30日の作業開始に合わせて、県が松島湾及び石巻湾を対象にして10月3日に実施しております。ただ、まだ結果は出ておりません。結果が出次第、安全であると出次第、町では県の漁組松島支所と連携しながら「震災から生き残った貴重なカキ」ということで積極的に売り出すことを検討しているということでございます。

また、町内産の米についてですけれども、9月の16日に本調査を行った結果、放射性物質は検出されず、出荷の自粛というものは解除されております。さらに、野菜につきましても、給食センター納入及び産直で販売する野菜を中心に9品目を順次検査し、食の安全・安心を発信してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 今回は東北地方の食材が、何ていうか、主に被害に遭ってますけれども、これ西日本もいつかわるがわるそうなるかわかりません。安全なのに買わないだとか、そういう誤解に基づく消費行動というのはお互いに不利益になりますので、大丈夫だということをやっぱり消費者も含めて共有したい気持ちがあります。今、大分町内でもおさまりましたけれども、直後やっぱり不安感がかなり今よりも高いレベルでありまして、私もそういう話になったときには割と平気だということを言いました。「年間200ないし300ミリシーベルトと

いうのは煙草吸うのといい勝負だ」と言うのと、「こっちには来ないのすかや」とか、「真面目な顔して案外言うことアバウトだ」とか、そういう反応する人もいましたけれども、「ならそんなに心配要りませんね」と言うという人の方が多かったです。こういうことを割と、何ていうか、やっぱりチャンスとらえて発信してほしいという気持ちがあります。危ないものを大丈夫だと言うようなのはこれはいけませんけれども、大丈夫なものを大丈夫だと言うのは、やっぱり一般町民よりもしかるべき例えば自治体の長だとか、そういう立場の人はそれなりに機会があると思いますので、ぜひみんなのために頑張って発信していただきたいと思えますけれども、この辺の心づもりをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国は、食品中に含まれる放射性ヨウ素や放射性セシウムの放射性物質に関する暫定規制値というものを定めておりまして、これを上回る食品について規制措置がとられているということでございます。暫定規制値は相当の安全性を見込んで設定しておりまして、出荷停止となった食品をそれまでの間一時的に飲食していたとしても、健康への影響は心配ないというふうにはされているところでございます。このことから、町としては国の基準値をもとに測定された数値を公表してまいるということでやって、これまでもやってきましたし、これからもやっていくという考えでございます。

なお、議員おっしゃられる数値基準が果たして安全なのかどうなのかという問題に関しましては、行政の立場からすれば、専門ということではないものですから、それ以上の踏み込んだ行為というのは差し控えさせていただくということで、基本的には国の決めた規制値、これに基づいての行政の施策を展開するというところでご理解いただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） どうもありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 佐藤皓一議員の一般質問が終わりました。

次に、13番後藤良郎議員、登壇願います。

〔13番 後藤良郎君 登壇〕

○13番（後藤良郎君） それでは、おはようございます。13番後藤でございます。

初めに、大橋町長の2期目の当選おめでとうでございます。なかなか言う機会がありませんでしたので、今申し上げさせていただきました。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、2問当初挙げていましたが、ラジオにつきましては、9月26日の補正予算の中で町

の方から災害メールのあれが出てまして、その件につきましては、私のラジオの趣旨に沿ったものがかかり入っているのので、今回は取り下げさせていただきました。

それでは、乳幼児医療費助成について、拡大についてお伺いをいたします。

このテーマは私、3年前ですか1回取り上げさせていただきました、今では入院で7歳未満、通院については4歳未満ということで、今現在はそのような状況であります。

私たち第2委員会としても、いろいろこれまで2カ年かけて調査報告書の中でも報告させていただきましたけれども、その中でいろんな親御さんと対話をする中で、どうしてもやっぱりその家庭家庭で大きな負担がかかるのは医療費であると。その負担を少しでも軽くしてほしいという願いが圧倒的に多い状況でございます。改めてそのような親御さんのために何とか子供生れたときに生み育てやすい環境を整備してあげたいなと個人的にも思ってますし、第2委員会としても皆さん多分そのように受けとめをしたのではないかなと、そう思います。

そのような観点から、今、少子化社会でありますけれども、どうしてもやはりここは避けて通れないのかなと、そのように思いますので、1番目として、このような子育て環境の観点から、本町において拡大についての町長の今の考え方を初めにお聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 後藤議員の一般質問にお答えいたします。

全国的に少子高齢化が進む中で、本町においても例外ではなく、年少者の人口が減少しているという状況下でございます。本町におきましても平成17年より「次世代育成支援行動計画」を策定して、子供たちの健全な育成を応援する取り組みを行ってきたところでございます。昨年3月には、「松島町次世代育成支援行動計画」の後期計画が議会定例会において計画書の趣旨内容等ご説明申し上げ、一定の理解を賜り議決いただいたところでございます。後期計画におきましては、前期計画の反省に基づき、実施が難しいもの、継続して施策を行うもの、新たに強化するものとして評価を行い、できる施策には一定の目標を設定し整理を行ったところであり、それら施策の実現に向けて着実に事業を進めているところでございます。

今後においても、町の財政面を考慮しつつ、できる政策から順次実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 今、執行部の今までの取り組みについてお話をお聞きいたしました。先ほどもちらっと申し上げましたが、第2委員会で2カ年かけた調査報告書、あれは22日ですか、冒頭に委員長の方から報告をさせていただきましたけれども、あれを町長読まれてどの

ような感想をお持ちか、お聞きをいたします。（「読んでないものですから」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） じゃちょっと話を聞くことかえまして、ちょっといかがなものかなと、ここで指摘をしておきます。私の話そうとしている要旨は多分組み込んでいただいているかなと思いますけれども、冒頭申し上げましたが、その部分がどうしても我が町はクリアしないと、どんどんやはり若い親御さん、夫婦はある一定の年代になりますと他町の方に行くというのがもう現実であります。改めてやはりそういうことをとらまえますと、端的に申し上げまして、今現在行っている乳幼児の医療費の拡大をお願いしたいなと、そう思います。そのような考えがあるかどうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 乳幼児医療の拡大ということでございますけれども、宮城県におきましては、乳幼児医療制度の状況につきましては我が町と同様な年齢で行っている自治体は13団体でございます。それから一定の年齢枠拡大を行っているのが21団体となり、年齢枠を拡大する自治体が近年増加している状況でございます。議員ご指摘のとおり乳幼児医療費を拡大した場合、年齢などの要件によってはかかる費用は異なりますが、仮に小学校卒業まで拡大した場合は、所得制限枠を残した場合でも新たに約1,620万円、所得制限枠を撤廃した場合でも新たに2,070万円の財源措置が必要であると考えております。

以上のことから、乳幼児医療助成拡大をするにつきましては、県の補助の範囲を超えていることから、かかる費用は町単独で負担することとなり、財政的に見ますと大変難しいものと考えております。これらにつきましては今までも町単独での財政負担は大変厳しい状況であることから、従来から県、それから塩釜地区広域行政連絡協議会において宮城県の町村会を通じて要望を行っているところでございますので、引き続き県や国に対して働きかけを行うとともに、本町としましても現在の助成状況等を注視しながら今後の課題と考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 河北新報でしたか、せんだって仙台の奥山市長がああいう考えで、有料の部分もありますけれども、そういう拡大の方向性を示されておりますね。あと利府町も去年は10月、1年前ですか、3年生まで拡大の話が、二、三日前ではこの10月から一挙に6年生までという記事も載ってました。

今、るる課長の方から、最終的には財源ですけれども、そういう県・国任せじゃなくて、や

っぱり町長もある場面ではいろいろ子育ての環境を整備してあげたいというのが話の端々でよく話されていますけれども、そういう面でもそういう積極姿勢を示すためにも、県・国頼みじゃなく、町の、町というか町長の政策としてやはりある程度、2億数千万の財調が少ないんだか多いんだかわかりませんが、ここはやっぱり特化して、6年生までとは言いませんけれども、せめて3年生までぜひここは拡大すべきじゃないのかなと。そして、この松島町は子育ての王国だと言われるぐらいの先駆けとしてもぜひここは3年生まで決断していただきたいなど、そう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご指摘の趣旨は大変そのとおりかなというふうに思っておりますので、先ほど課長も申しましたけれども、検討の課題であるということは認識しているところでございます。やらないというふうに申しているわけではないわけでございます。ただ、ご案内のように、やはり財源をどうするのかというところがあるわけでございますので、今回、被災もしております。また定住化というふうな話の中でいろいろなメニューあります。また、この前ご提出いただきましたその委員会からの指摘事項もございますので、その辺も含めながら全体的に、当然その財源ありますけれども、どうした方がいいのか、そして順番としてどういったものをつけていくのかということの中で今後、取り組んでまいりたいというふうには思っております。検討の課題だということは認識しております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） この決算委員会でも課長の方から1年当たりで270万円かかる話も聞かされていますので、その辺も含めて、震災があったということで多少優先順位が変更あるかもしれませんが、来年度予算に向けてぜひここは真剣に取り組んでいただきたいことを申し上げ、終わります。

○議長（櫻井公一君） 後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

それでは、次、今野 章議員でありますけれども、若干以上早いですありますが、議事進行上、ここで休憩をとりたいと思います。昼食休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 再開を13時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。16番今野 章議員、登壇願います。

〔16番 今野 章君 登壇〕

○16番（今野 章君） どうも、よろしく願います。

3点ほど通告をしているわけなんです、1問目の一部損壊・宅地損壊に対する支援強化をというところから質問をまず始めさせていただきたいというふうに思います。まだ資料を集めている最中で原稿ができておりませんのであれなんです、ここに書いてある通告しております内容のように、本町の家屋の被害状況、9月15日現在では全壊が216戸、大規模半壊が341戸、半壊が1,141と、それから一部損壊が1,352と、こういう数になっているということでございまして、さらに新しい集計等も出ているかと思えます。

同じ質問、6月の議会でもさせていただきまして、半壊未満、言ってみれば一部損壊の住宅に対する支援制度、これを確立すべきではないかと、こういう質問をさせていただきまして、残念ながら財政上大変厳しいのだと、こういうお話も承りましていたところ、8月の臨時議会で一部損壊の世帯に対する助成制度が決まったと、こういうことでした。中身としては、ちょっと今忘れましたが、たしか50万から100万円までの工事について5万円ですか、それから100万円を超えるものについて10万円と、こういう中身だったというふうに思いますけれども、これはたしか隣の利府町と同じような方式でなされたのかなというふうに思っております。

そうしていましたところ、今度は利府町がさらにこの支援の内容を強めようと、こういうことにもなると。私も少し8月の臨時議会で決めた内容につきましては少しハードルが高いかなというふうに思っておりました。50万円から100万円、これで5万円の補助ということでは少しハードル高いなど。もう少し下の部分も救えるようなそういう中身にならないのかなと、あるいは上の方についてももう少し出せるようなものにならないのかなと思っておりましたら、利府町でそういうのが出たということで、きょうはその利府町の支援の枠拡大に勇気づけられて質問をさせていただいていると。いつでも利府の町長さんは非常に前向きの今施策、財政もあるんでしょうけれども前向きの施策を始めているような気がします。ぜひ2市3町といいますか、近隣の町村と肩を並べて松島も進みたいものだなというふうに思っているわけでありまして。そういうことをお話しもさせていただきながら、まず最初に、現在のこの家屋等の被災状況、それらについて現在どうなっているのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 支援制度にはさまざまございますし、また、各自治体によって、その財政状況がきつと大きいと思うんですけれども、あるということでございます。

当初、半壊未満の方々に対しての助成はしなかったわけでございますが、議会で議員のご指摘もあり、何とか松島町の財政の中でも出せるぎりぎりのところかなというふうに判断して決断させていただいたということでございます。また、2市3町、実は足並みがそろってないわけでありまして、松島町としてはできるだけ一番上のレベルに合わせたいというふうには思っておりますが、それはやはり財政的なところの裏づけが必要かなというふうに思っているところでございます。

それで、データのなところのお話をする前に、まず被災状況について概括的なところを私の方から。建物につきましては、被災者からの罹災証明の申請に基づきまして現地調査を行って被災の状況を確認しております。また、宅地の被災状況につきましては、所有者からの依頼を受けまして建築士会松島支部の建築士の方々のご協力をいただきながら現地調査等を行い、被災状況の把握を行っているところでございます。数値的なところは担当課長より説明申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、家屋等の被害状況でございます。

本議会におきまして9月15日現在の資料を提出しておりますが、9月29日現在における被害状況でございます。建物の全壊が216戸、大規模半壊が342戸、半壊が1,158戸、一部損壊が1,374戸、合計で3,090戸となっております。8月12日現在と比較いたしますと、合計で239戸の増となっております。

また、宅地の地割れ等の被災状況です。9月29日時点で28件について把握しております。そのうち宅地の地盤沈下が8件、宅地地割れが11件、宅地崩落が4件、擁壁損壊が3件、土どめ損壊が1件、のり面損壊が1件となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ありがとうございます。

それで、河北新報の6月18日ですかね、これで宮城県の方で調べたということなんですが、この土地の陥没など宅地に対する危険度判定というものが行われたと。その内容を見ますと、県内9市町村のところでは886件、立ち入り危険と判定されたというのがあります。各市町村3,996件を対象に実施をして、その危険と判定されたのが886件と。そのうちほとんど

仙台市でありまして、794件が仙台市と。その次にこの報道で多いのは松島町49件と、こういうふうになっているんですね。そうすると、今の宅地崩壊の状況把握の28件と比較しますと20件ぐらい違うと、こういう数字になるかなというふうに思うんでありますが、この新聞報道にある、この新聞報道は6月の18日なんですよ。この報道にある県の判定というんですか、調査については当局としてはご存じなかったのかどうか、その辺どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） その新聞報道を受けまして確認いたしましたところ、うちら方のデータが誤って一応そういう形で新聞報道で出たということで確認しておりまして、申しわけありませんけれども、そのデータについては間違いだと、松島町の部分については間違いだったということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。今ちょっと答弁を聞いて開きがあるなというふうに思ったものですから、そういう内容であればそれでいいかと思えます。

それで、ずっと時間経過で半壊の戸数等々増加をしてきているという状況が今もありますし、この定例議会開会中も、いろんな申請だとは思いますが、大分やっぱり3階まで上ってきて手続等をされている方が多いなという印象を持っておりました。ですから、これからもまだ多少なりともふえていくのかなというような気がしますけれども、そういう中で、それじゃ被災された家屋等々に対して、例えば家屋の解体撤去、あるいは応急修理、これらの申請の状況というのは一体どうなっているのか。また、申請と同時にどれぐらい現在もって着工をされているのか、その辺の数字についてお伺いをしたいというふうに思います。

質問の要旨の中には、そのほかに税の減額の関係ですとか、医療費の一部負担金の免除等の申請についてもお伺いをしておりますので、それらについても一緒にご回答いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 医療費の一部負担免除につきましてご報告いたします。

9月16日現在でございますけれども、国民健康保険医療につきましては1,588件でございます。また、後期高齢者医療の一部負担金の免除につきましては、同じく16日現在で822件の申請を受け付けしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 税の方の減免についての状況はということでございます。

これは今度の議会の中で減免の見込みを含めて一度報告をさせていただいております。ただ、あれが8月16ですかね現在、今現在なんですけれども、今ここで減免の状況につきましてはということなんですけれども、まず減免については、条例、この間、震災の条例に基づいてやっておりますが、申請のうち損害20%以上ある方が対象になるということになります。そういう中で町民税、町民税の罹災証明書を出して半壊以上の方、これは60.3%相当いたします。それから固定資産税については、54.9%の方が半壊以上で対象になっているという段階で減免については行っていると。それで今現在、この申請、減免ですけれども、相手方が作業とか仕事の都合で今、町の方に相談にきている状況、これは土地・建物に限らず今相談、毎日そうですね10件ぐらいずつ来ております。ということで、申請件数は毎日伸びている状況に今あります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 解体関係なんですけれども、損壊家屋の撤去事業ということで国の補助をもらって6月13日より受付をしております。今現在520件です、受け付け件数が。ただ、その中で解体の件数が倉庫とかってダブってますから実際その中では600件を超えております、602件なんですけれども。今回は阪神淡路大震災と同じように特例で認めていると。あと実際もう受け付けの段階とか前後して解体業者を個人で頼んでいるという方も、環境省の方で阪神淡路大震災と例を同じくして町とその業者さん、町に指名登録されていない大阪とかあちらの方も請け負った方が、頼んだ方いるんですけれども、その方々と町とが契約すれば補助金対象となりますよということで、その件数が今把握しているのが158件が受け付けてます。

進みぐあいとしては、抵当権とか設定している方々が承諾書を金融機関とかいろんな方からもらわなきゃないという段階で、今そういう流れで進んでおります。

あと、早く解体してほしいということもあったんですけれども、実際住む場所とか、いろんな条件が重なって、もうちょっと待ってくれとかってずれている今状況です。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 応急修理助成制度の申し込み件数ということで、今現在は700件を超えまして737戸になっております。その中で修理完了件数になりますけれども、190戸となっております。

それから、一部損壊助成制度の申し込み件数につきましては現在のところ、まだ12件というところがございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

数字、これ医療の関係はちょっと足し算、私、今してないのでわからないんですが、半壊以上の世帯が対象になると、こういうことになるかと思うんですが、半壊以上の申請数と今交付している件数との差ですね何ぼになりますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 医療費につきましては、すべてが国民健康保険というわけでもないものですから、いわゆる半壊以上の数字と必ずしも一致ということはないんですけれども、私の方の受け付けの状況では、100%ではないんですけれども、大体後期高齢者医療も含めましてほぼ90%以上は皆様から申請を出されておまして、それから今現在も罹災証明の受け付け状況なものですから、随時その都度、窓口にお寄りして申請されて、それから証明書を発行している状況でございますので、大体、100とは言いませんけれども、ほぼ半壊以上の方には周知をしまして、その申請を出されている状況かと思えます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。大方は申請しているということだと思います。3階の申請窓口のところで、相談に来られた方等々に対してそういう案内も含めて、これは税の関係もそうだと思うんですが、医療関係の負担金の減免、税の減免という制度があるんですよということをしっかりその場で伝えていただくというのが大事かと思えます。これから来る人たちには、そういうことも含めてぜひ対応も徹底をしていただきたいということでございます。

それから、解体の関係なんですが、この間いただいた資料では、住宅の関係ですと例えば263件申請があって、いるわけなんですが、住宅の関係で一部損壊でまだ未着工といいますか、何件ぐらい残っているのかわかるんでしょうか、これ。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 住宅につきまして、今進捗状況の方なんですけれども、契約を締結して現地で発注したのが今、40から50の間に入っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうしますと5分の1ぐらいと、まだ、そんな数だということなんですが、これは業者さんとか、その辺が忙しくて手が回らないとか、そういうのもあるのかもしれませんが、あと、先ほど課長の方から答弁ありましたように、代替の家がないとかいうこと、

そういったことが主な原因なのか、それとも他に何か要因があるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一番多いのは、古い家屋だと登記してないんですけれども、今はほとんどローン組んでやっていますから、その承諾書ですね、要するに書類関係がそろわないということがありますので、環境省の方からもいろんなQ&Aの中でも、阪神淡路大震災でもトラブルになっているのは、実際抵当権とかいろんな入っていて、これ承諾書してもらわないで勝手にやって何だと。財産価値があるのではないかという、そういうのもあるので、書類の不備は環境省の方からもきつく言われてますので、そういうところでおくれているというのが一番なんです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） とは言っても、危険な建物とか、いつまでもというわけにはいかないんですが、それは環境省の方で逆に何か、そういうものを簡単にするというのはなかなか難しいんでしょうけれども、クリアする手法とかというのは示していないんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 簡単というか、やっぱり対相手なので、要するに承諾書というのは様式は別にこまくはないんですよ。やっぱり判こをもらわなければというそういうのであって、書類はそんなに難しいものではないと思います。ですから、その簡素化というのはちょっと限度があるのかなと。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。じゃ数字的にはそんなことだということでもいいかと思いますが、実際の問題としては、本論としてそういう被災住宅等に対する支援、特に半壊未満、一部損壊の住宅への支援制度、先ほどもお話ししましたがけれども、本町の支援制度、まだまだ不十分なのではないかと、こういうことで再度、どの町がいいかということはあるんですが、もう少し本町としても支援措置を講じる必要があるのではないかと、こう思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一部損壊住宅に対する支援でございますけれども、この前認めていただきましたので、修理費用に応じて補助金を交付するという枠組みで実施しているところでございます。当面はこの制度を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきました。

いと思います。近隣の市町や本町での実態を調査して、財政的に支援の強化が可能なのかどうかということ、現状も含めまして検討しないわけではないんですが、当面は今の制度でやっていきたいというふうに思っております。

また、宅地の崩壊・損壊の支援ということですが、現在の国・県の支援制度なんですが、支援制度がないわけではないんですが、採択要件が大規模な場合と、それから例えば急傾斜地の指定がしてあることとか限定的な内容になっておりまして、今の町内の被災の状況からするとなかなかマッチしてないというところがあるわけですが、国・県に対しましてもいろいろ要望はしていますので、そちらのその制度の創設などの状況を見ながら対応していきたいというふうには考えているんですが、町単独でやった場合に一体どういふふうになるのかについても、ほかの町の例などを参考にしながら検討はしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 先ほどお聞きしたところでは宅地関係、土地の関係で町内で28件ぐらいですね、そういう被害を受けているところがあると、こういうお話でございました。私は気持ちも大事だと思うんです、まず。そういう意味では9月22日の台風の雨による床上浸水等のお宅への見舞金ですか、こういうものを素早く対応されたということはよかったなというふうに思うんです。やっぱり一部損壊の家屋に対しては、先ほどから答弁ありますように、修理費用に応じて負担、補助金を出していくという制度をつくっているわけですが、宅地についてはほとんど何もないと、町独自としては。ですから、やはりまずは気持ちの問題として、そういうお宅に対しても支援策といいますか、見舞金等でもまずいいと思うんです。その上でもって国の支援制度の確立という問題も踏まえながら支援を強化することも可能だと思うんですが、その点ではもう少しこうした宅地崩壊の家に対する手当ても必要なのではないかと、こんなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一部損壊に対する支援制度についても、実際に工事としてかかる費用に対してはほとんどないということなんですけれども、気持ちとして制度の枠組みをつくらせてもらったということもありますので、宅地についても、これは場合によっては、住宅1軒ほどではないんですが、そういった金額がかかるようなものについては何らかの措置が必要なのかなと、町としてですね、思っております。これは全国的にも余り例がないものですから、ちょっとデータ集めも少し時間もかかっているんですが、何とか気持ち程度と

いいですか、その気持ちは表現できるようなその制度の枠組みを考えていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ぜひ本当にやっぱり行政として町民のそういう被災者に対する気持ちをそういう形であらわしていただけるようなものをつくっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

その上で、先ほどからお話をさせていただいております一部損壊に対する支援の強化という問題で、どうやって財源をつくるのかということがやっぱり課題だと思います。そういう点では、6月の議会でも申し上げましたけれども、社会資本整備総合交付金ですね、これの活用を国の方は認めているわけですから、国においての交付金の枠そのものも当然ふやしていただくということも含めて考えていくということが必要なのではないかなと。そういうことが実現できていけば、この支援制度を充実させることにもつなげていくことができるのではないかと、こんなふうに思っております。生活再建支援制度の問題も、現状の全壊で最高300万円ですか、この支援枠をさらに超えるような支援制度にしなければならないと思いますけれども、やっぱり国のそうした社会資本整備総合交付金等の充実、あるいは生活再建支援制度の枠の拡大・充実という問題について、やっぱり自治体としても積極的に求めていくということが大事ではないかと思うんですが、その辺について最後にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この社会資本整備総合交付金制度ですが、これは前にご質問いただいたときにでもお答えしたわけですけれども、これは国の実質的な理解といいますか、国の側の実質的な理解は、これまでの補助金制度にかわる制度というところからあんまり出てなくて、本町でこれを受けているのが旧まちづくり交付金事業のほか下水道事業や地域住宅等整備事業というようなことをございまして、どうも国の方で余り柔軟には対応してないのではないかと。国会の方でそういった答弁があったというふうなお話なんです、その答弁の中身が具体的に施策の方でなかなかあらわれてきてないようなところがあるのかなというふうには私は思っているんです。これ県にも確認しているんですけれども、「その社会資本整備総合交付金の拡充ですかね、そういった予定はないのでしょうかね」と。そうすると「今のところないね」というふうな返事なんですよね。それはまずいと思うので、私どもの方でも広域行政連絡協議会とか、あと町単独でもいろいろ要望を県なり国なりに出して、その項目の中に例えば宅地の問題とか一部損壊の問題とか、あと商業・工業に対する支援とかなないのかという

ふうに言っているんですけれども、なかなか出てこないで、町単独のものを新たに組み上げていくという状況でございます。長野の地震のときでも、これは私があちらに行って前の町長さんにお聞きした中でも、場合によっては出てくる場合もあると。それは必ずしも半年以内とかということではなくて、1年以内ぐらいでどんどん出てくるものもあるというふうな話もありますので、それには期待しているところなんですけど、どうも今の国の状況を見ますと、財源が確保できないので増税をするというようなことを言ってますが、その増税が果たして認められるのかどうなのかよくわからないところもありますので、国の方でも大きなところでは財源の問題、そして小さなところでは国の役所の中での災害に対する認識の薄いところと申しますか、口先だけでは言っているんですが、中身として理解していないところが随分あって、その辺については我々としても声を上げていかなければならんというふうに思っているところがございます。ちょっと答弁としては余りはっきりしない答弁で申しわけないんですが、そういうところがございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） なかなか確かに言われるとおりの側面のところも私はあるんだろうなとは思いますが。ただ、これもやっぱり生活再建支援制度のでき上がりの過程を考えていただいてもそうだと思うんですが、結局、地方のレベルからそういう支援を強化していく、そういう中で法律体系もでき上がっていくという流れでこれは進んできた経過があるんですよ。ですから、一部損壊等の家屋に対する支援等も、やはり地方自治体の部分で頑張って支援策をつくっていく、そういう中で国に法制度を含めた整備をさせていくと、こういうことになっていかないと、被災者の生活支援、あるいはそういった家屋等の再建ということになかなかないのではないかなというような気がいたします。そういう点では町長もいろんなところでそういうことは発信をされて要望をしているんだろうと思います。あしたも国の方から何か来るんだそうなので、ぜひそういう機会をとらえていただいて、国に対して今の地方自治体の悩みと申しますか、持っている問題点をぜひ上げていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

1点目終わりました、次に行きたいと思っております。

次は、定住促進へ福祉の充実を急げと、こういうことでございます。

これにつきましては昨年の3月にも同じような質問をさせていただいております。そのときも申し上げましたけれども、平成6年、1994年には松島町の人口は1万7,400人を超えていたという状況でございまして、平成23年の3月末では1万5,341人と、こういうことで、ほぼ

2,000人以上の人口減に十五、六年前と比較するとなつていているという状況になっております。非常に仙台にも通勤圏という近いところであつて、なおかつ仙台の経済圏、経済圏だからよくないのかなという面もありますけれども、そういう位置にありながら人口が減少していく。これについては本当に多くの町民の皆さんがもう少しこの松島の人口、何とかならないんだらうかという思いで見られる方が多いのではないかなというふうに思います。先ほど後藤議員さんの方からもお話しありましたけれども、こうした定住促進の問題について、第2常任委員会で福祉の充実という、そういう側面から定住促進策を考えようということで委員会でいろいろと視察もさせていただいたり、町内の若い方々のご意見を聞いたり、いろいろと検討をさせていただいてきたところでもございます。

なおかつ、こうした問題については9月の11日に行われました町長選挙、ここでは選挙公報で大橋町長さんも公約をされているわけでありませぬ。心温かいまち、矢印を引っ張って、医療と福祉、子育て環境の充実をと、こういう公報だったんですけれども、一番づくりが下手くそな公報ですな、見てね。そう言う悪いんですけれども、ほかのお二方と比べると何だろうなというふうな思いをさせるようなあれですけれども、小さい字で、でも、心温かいまち、医療と福祉、子育て環境の充実、こういうことをうたっているわけでありませぬ、そこで終わっていて、具体の中身が判然としないといいますか、明らかではないということで、これからまた町長4年間、行政のトップとして町政を担っていくわけですので、こうした公約をこの4年間にどのように実現させようとしているのかというところをぜひ伺いをしたいと思ひまして今回の質問となつたわけでございます。

昨年の3月の定住促進で若者の暮らし応援で町に活気をと、こういう質問をさせていただいたときには3点、あのときは、若者向けの町営住宅の建設をしたらどうか。あるいは乳幼児医療費の無料制度、これを小学校卒業ぐらいまで上げたらどうか。利府の町長さん見倣ったらいんじゃないですか。選挙の際に応援に行つてたでしょうと、そのときお聞きになつたでしょうと、こういうことでお話しをさせていただいた記憶があります。また、学校校納金の一部助成についてはどうかと。残念ながら、これも財政の問題、それから定住の問題の考え方、視点の置き方、ここが違うのではないかと。それもあつたけれども、もっと別の視点もあるんじゃないかと。言つてみればそういうお話で終わったのかなというふうな気がしております。

私はこりもせず、また同じ質問をここでさせていただくわけでありませぬ、やはり本町における人口定住、やっぱり今、日本全国で人口が減っていく、そういう時代に入つてい

ですね。ですから、我が町だけが人口ふやすというのはこれは至難の技だというふうに私は思っております。ただ、人口を減らさない努力ですね、住んでいる人がやっぱり住み続けて、減っていくのがスピードがダウンすると、そういうことにはぜひ近づけていかなければならないだろうなど。ふえればそれはもちろんいいことでもありますけれども、少なくともそういう減らない対策というものも必要だろうと思っております。そういう意味ではやはり他の市町村と比べて実際に生活に必要なさまざまな施策が劣っている、下回っている、そういう状況ではやっぱりいけないだろうな、せめて同じようなレベルまではい上がっていくという努力がどうしても必要ではないかと、そんなふうに思っております。そういうことから、ここに掲げました8点について質問をしておきたいと思えます。

まず、若者向けの町営住宅の建設についてどうかと。特に決算特別委員会の意見等にもございましたように、本町の町営住宅の老朽化というのは大変進んでおりまして、上初原、幡谷、愛宕、小石浜のこれらの木造住宅は、耐用年数を既に経過して今度の震災でも大きな被災を受けた住宅もあると、こういうことをございまして、こうした町営住宅の老朽化への対応をどうするのか、あるいは住宅建設というものを進めていく必要があるのではないかというふうに思いますが、その辺についてのもう一度町長の考えをお伺いをしたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、定住化という用語ですが、これは私が提出させていただいたわけで、これは当然私だけが考えているんですよと、私のオリジナルですよというつもりは当然ないわけなので、今の町民の方々が求めているのは何かということを考えてときに、一番これなんではないかなということに施策の目標にさせていただいているわけでございます。その辺の考え方は恐らく今野議員はすっかり同じなかなというふうに思っております。

選挙公報の話になりますけれども、選挙公報で政策として掲げた「心温かいまち、医療と福祉、子育て環境の充実」と、どこかで見たことがあるんじゃないかというふうに思ったかもしれません。当然でございまして、現職でございまして長期総合計画に基づいてお話をさせていただくということになるわけでございます。長期総合計画の中ではいろいろメニューがありますので、選挙公報の中には書き切れないので、そういうふうに書かざるを得なかったということにございまして。大きな目標としては、「健康で、互いに助け合う心通い合う温かいまちづくり」ということとございまして、特にこの文については「次世代育成支援行動計画」を中心にして考えてイメージしているわけでございます。「次世代育成支援行動

計画」、これはその定住を促進するソフト面での大きな要素かなというふうに考えております。ただ、これまでの議会の議論の中でも、なかなか革命的なものはメニューが出てこないというところはあるわけでございますけれども、そういう中でも着実にやっていくものとして、幼稚園での一時預かり、それから子育て支援センターの利用時間の延長、また、新たに勤労青少年ホームでの交流支援の実施とか、そういったものについて取り組んでいきたいというふうに思っております。あとは、出産後の母親のメンタルヘルスサポートして乳児家庭の全戸訪問事業ですね、それを実施して、子育てに関する相談、情報提供、仲間づくりの場を紹介するなど母親の孤立化を防止するための取り組みというのを着実に行っていきたいというふうに思っております。今後、4年間におきましても、財政状況、またその地域の状況も踏まえながら達成に向けて努力したいというふうに考えているところでございます。

今野議員おっしゃるように、人口増加というのはなかなか難しい。しかし、減らないようにと。あれ、これって私どこかで言ったのではないかなというふうに、そういうあれですけども、住み続けるまちというタイトルはそういう趣旨でございます。今野議員もおっしゃいました。これはやはり松島町民として皆さんが思っている、いわば町民の常識になりつつある。それを皆さん方に言葉として目標として上げて行政に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。そのおのおののメニューにつきましては、ハード・ソフト含めていろんな場で説明してきておりますし、また、ちょっと短い時間では今のこのタイトルだけでは言えませんので、これまでのお話とか長総とかをごらんいただければというふうに思っております。

それで、第1番目ですね、若者向け町営住宅ということでございます。

若い世代を対象とした町営住宅建設、これは現在の長総の一等最初のところに出てくる項目でございます。ただ、私としては、震災後ということもありますので、災害復興の公営住宅の建設という課題があるのかなというふうに思っておりますので、このところをまず取り組んでいきたいというふうには思っているところです。県の方にも要望を出しているんですけども、なかなかそれが認められるかどうかは、ちょっと今後の推移見ておかないとわからないんですが。その災害復興の公営住宅はまずあるんですけども、ただ、その定住促進を図る上で、おっしゃるような若者向けというんですかね、生産年齢人口のそれも比較的というか相対的若い世代を呼び込むための施策というのは必要ということで理解しておりますので、それを今後検討していく。そして具体的に提案していくことが大事かなというふうに思っているわけです。

愛宕住宅のあいている跡地といいますか、そういったところとか、町内の空き宅地、そういった既存宅地を有効利用するとともに、民間開発事業の誘導による住宅地とか、それから商業施設とか、それから働く場としての企業の誘致、そういったものを検討・模索しながら実際に施策を打っていくということの中でハード面はやっていくと。

あわせて、町営住宅の老朽化への対応はどうかというふうなお話でございます。

これはなかなか全体を解体除却して新しいものというふうなのはできにくいところがありますので、昨年もやらせていただいたのは初原住宅の屋根のふきかえとか、あと、また高城住宅での設備の改修とか、そういったものをするこゝでなるべく耐久年数をふやす方向で当面は対応していくということなのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 太齋議員が席に戻っておりますので、お知らせをいたします。

今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今のお話出た関係ですねお聞きしまして、きのうの全員協議会でやりました災害復興基本計画ですか、これの中の基本構想の部分ですね、その中のお話なんだろうなというふうに思っております。私、やはりきのうも言いましたけれども、あの基本構想的な部分だけで見ると、ここ4年、5年の話ではなくなってしまうなというふうな気がするんですね。ですから、もっと具体的にそういうものについていつごろから着手するのかとか、その辺のところが出てこない、いつまでたっても夢物語で終わってしまうんじゃないかなという我々の側からするとそういう危惧をせざるを得ないと、こういうのがあるんですね。ですから、そういう意味では絵をかくことは大事なことでありますけれども、具体的にじゃ財政の問題含めて、このあたりならそういう問題に踏み込んでいけますよというものが今あるのかどうかですね、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） こと宅地開発に関して申しますと、市街化調整区域から市街化区域への線引き見直しというのがありますので、それは1年前ですか、2年前かな、2年前ですかね、ですから、次はおおむね5年間隔ということになってますけれども、実際には7年ぐらいになるんですが、まず、ここ5年以内で線引き見直しがあるので、そのときに具体の開発計画の担保があれば、それをもって線引き、市街化編入ということが可能で、かつ、それは何もなくやるというわけではなくて、そこを開発する事業主体をある程度確定すると。それは町である場合もあるし、また民間企業である場合もあると。民間企業であれば当然その資金については確保されるわけですから、そういった動きをとっていくといいますか、やっ

ていくということがあるんだろうと思います。ですから、災害復興計画の構想案、素案の中で住宅地なり企業用地として案として書いている分については線引き見直しが基本的には対応になることなので、ここ5年以内、そういう意味では震災復興計画の5年というのに合っている。

あと、市街化区域の中での未利用地の問題につきましては、これは今すぐでも開発できるわけですので、これを企業、これまでも実は何社かに水面下では当たっているところもあるんですが、うまく行ったのはまだないです、実は。そういう中でも1社に声かけてだめと言ってもそれで終わりというわけではないので、何社かに声をかけながら実際にやっていくと。そのために企画の方の、セクションとしては企画のセクションになりますので、そのところをもっとしっかりやっていくというようなことで考えているわけでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） なかなかやっぱり具体的に進む時期というふうになっていくとまだ先なのかと、お話聞いていてそう思いました。町長から水面下というお話聞いて、水面下のお話の実現した話はやっぱりなかなかないので、これも、ぜひ水面下じゃなくて水上に出てくるようにしていただいて、そういった施策も含めて、やはり町の人口減少に歯どめをかけていただけるような仕事をぜひしていただきたいなというふうに思います。

同時に、現在ある町営住宅なんですが、老朽化して、決算委員会でもお話ししたんですが、上初原の住宅などはベニヤを張りつけてもう住めない状態にしているのもあるわけですよ、実際上はね。ですから、今後そういうふうに対応せざるを得ないものがやっぱりふえてくるだろうなど。そのときに、先ほど全体で82戸そういうのがありますよと言ってましたが、数上は82戸あっても実際に住めるものはどんどん減っていくということになっていくのかなと。ですから、公営住宅として貸し出しできる数が数字と実際が違うということになってくるようなことになってきているのではないかというふうに私は思います。特に愛宕などは用途廃止をもう既に決めておりまして、これはもう人がいなくなればどんどんつぶしていくと、こういうことにしているわけですから、そういう意味でも減っていくと。そういうことだと思います。その点でやはりそうした現在の木造住宅にかわる、私は公営住宅やっぱり直接町の事業、あるいは間接町の事業みたいなものもあるかとは思いますが、そういう手法でつくっていくべきだと、こう思うんですが、なかなか今、国も含めて公営住宅を積極的に進める施策というのは確かにないわけでありましたが、そういう公営住宅建設に踏み出していくことがこういう景気が低迷している状態だからなおさら、先ほど決算委員会の討論でもお話ししま

したけれども、松島町は所得が低いんですよ、県内でも、平均所得が。やっぱりそういう自治体では公営住宅がどうしても私は多く求められると思うんですね。ところが、一方で公営住宅が減っていくような状況がある。建物も古いという状況ですから、そういう点では新たな公営住宅、町営住宅というものを建設していくべきだと。そういうことを視野に入れて、これからの計画つくっていただきたいと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご存じのように、その公営住宅についての国の考え方というのが、基本的にはなくしていく方向というふうな大きな流れがあるわけですね。それはなぜかという、恣意的に言っているわけではなくて、民間の供給能力といいますか、また国民の方々の考え方といいますか、そういったものが公営住宅不要論というものがあるって、そういうのに影響されていくといいますか、そういった考え方をとっているんであろうというふうに思っております。

まず、松島町の老朽化した古くなった町営住宅を今後どうするのかについては、やはり大きな問題だというふうには思っております、やれる手法としてはそんなになくて、もう一回建てかえて入っていただくというか、それが一つですけれども、ただ、全体の公営住宅のありようといいますか、世の中の流れからすれば、それは買い取っていただくというようなことの方が、どちらかといえば流れとしては私どもとしては大きいということで、基本的には買い取っていただく方向がいいのではないかなというふうには思っているんですよ。ところが、そうすると買い取れないような世帯の方もいらっしゃるし、その方々のために今度は別なものを用意するというふうなことがあるわけですね。そうすると、財源の話がまた出てくるわけですが、いろいろな方法もこれあると思うんですよ。新しく建てるのではなくて家賃を補助するとか、そういった方法もあると思うんですが、そういったことで多くの方々の意向把握というか、その方々の考え方によって調整していかなければならないいろんな問題がありますので、一遍にはいかないのかなというふうに思っております。基本的にはただ老朽化したものについては、修理でも追いつかない老朽化したものについては対応が必要で、それについては検討に入っていると、その分についてはですね、そういったことをお話ししておきたいと思っております。

そして、じゃしからば、次は公営住宅をどうなのかということですが、これについては少なくとも現段階では、今の段階では公営住宅を建てるというふうなことでの検討はしていません。災害復興住宅以外の公営住宅については考えておりません。ただ、考えなくていいのかということではないのであって、当面まずそれで行きたいというふうなことなので、何でも

かんでも検討課題というとおしかりを受ける部分があるわけですが、全体の中での社会の状況とか財政の状況とかを含めて、その順番づけの中でどんなものができるのかというような話にならざるを得ないのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 公営住宅の建設は当面やる考えがないと、そういうことだと思います。ただ、復興住宅ですね、これは災害ですから当然必要性があつてやらざるをえないと、こういうこともあるかとは思いますが。ただ、災害復興住宅に入れる人はやっぱり被災者だと思いますね。ですから、被災されていない方が入ることにはならないというふうに思いますので、ぜひ私は公営住宅の建設も含めて今後の町政の中で考えていただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

時間がだんだんなくなつてきて、もう一間を残しながら、まだ聞くところがいっぱいあるのでまとめてお聞きしますけれども、三つ目の学校校納金の一部助成ですね、教材等に対して助成していただきたい。これも3月にお聞きをしております。大体本町の場合、小学6年生で1万円前後の年間負担金があると、こういう状況になっておりますので、できますれば利府町さんのように5,000円ですか、1人当たりですね、負担、本町でもできないんだろうかという質問を3月にもさせていただいております。これも定住に関連して今回また同じようにお聞きをしたいと思っておりますが、財源の問題等々でなかなかこれらはねつけられてしまうのかなど、こんなふうに思っております。

この問題、それから第2常任委員会で調査をして提言をしております子供応援隊・ファミリーサポート事業ですね。子供を預けたい人、それから預かってみたい人、そういう人たちがお互いに登録をし合つて、言ってみれば助け合う制度ですね。そういうものの立ち上げをしてはどうかという問題、それから児童館の事業展開ということも必要かと思っております。現在、町内では3カ所で留守家庭児童教室ですか、これを開いているわけですが、これは基本3年生までということで、それ以上になると自宅で留守番をするということになるかと思っております。そうした中でもやはり放課後の児童の対策としてこの児童館の位置づけというものをぜひしてほしいという声も多かったのもたしかでございまして、それから保育料につきましては、松島は保育料が高いのではないかと、こういう声がございまして。そうした中で委員会としては、それならば、丸々引き下げるわけにはいかないけれども、保育料の基準を今の大きな枠での囲いからもう少し所得段階を小分けにして、収入に見合った所得階層ごとの保育料に見直してはどうかということでの提案をさせていただいているわけでありまして。

そして、さらには児童生徒の町民バスを無料にしてはどうかと。これについては決算委員会の意見の中でも議会としてそうすべきだという意見になっているわけですが、ぜひその点についてはどうかという問題、それから若いお母さん方が最も心配しているのが、子供が病気になったとき、特に夜間病気になったときにどうすればいいのかということで、町内における小児医療施設の拡充、あるいは救急体制の充実、こういうものをしてほしいんだという声でございまして、全体時間がないのでまとめた質問ということになりますが、これらの点についてご答弁をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） それでは、まず私の方から子供応援隊・ファミリーサポート事業ですね。これについては子育てのお手伝いをしてほしい方とお手伝いのできる方が会員組織化を行って有償で子育ての援助を行うと。行政側はその事務局として会員登録・紹介ということなるんですね。本事業については現在、事業を実施しております塩竈市、多賀城市にその運営状況等を確認しております、そこの話ですと、子育てを手伝ってほしいの要望はあるんですけども、お手伝いを引き受けていただく会員の方がなかなか見つからないと。また時間が合わないといった場合が多々あるというふうに伺っております。また、預かっていただく会員の方は必ずしも保育士資格を有している方ではなく、研修を受けているものの一般の方々でありまして、子供さんをその一般会員宅に長時間預けることに対して抵抗感があると。また、病児、病気になったお子さんの預かりを行わないというようなこともありまして、多くの場合はその保育所、学童保育の送り迎えが大変になっているというふうなことで聞き及んでおります。

本町といたしましては、そういった近隣の運営状況などにかんがみまして、また後期計画策定時の住民アンケートによりますと、未就学児の保護者が最も望むサービスは一時預かり、一時保育というようなことなので、まずそちらのサービスの充実を図ることが第一と考えて計画を策定したということでございます。ご指摘のとおり、子育てに関して支援する手だてはさまざまございますけれども、その松島町なりの事情を勘案して作成したというところでございますので、ご理解を賜りたいなというふうに思っております。

また、児童館についてですけれども、これも次世代育成支援行動計画の中で勤労青少年ホームに児童館ということにしてあるわけですが、これはいろいろな意見をお聞きした上で、今の状況の中ではあそこに児童館、若干ふぐあいといいますか、手狭であるとか、ほかの施設との競合性でのふぐあいはあるわけでございますけれども、今の段階ではそれがベストであ

るということで考えておりました。計画をつくっているわけですので、今のところはやっぱりその計画でやらせていただきたいというふうに思っております。

また、保育料でございますけれども、国の定める基準額並びにその階層区分に基づいて本町として保育料を決定しているということでございます。また、近隣市町との整合性も図りながらその料金は決定しているところでありますので、本町の保育料の体系が必ずしも不都合であるとか、そういった問題はないのではないかというふうに考えております。若干その修正の余地があるというふうなご指摘は理解するところではあるんですけども、ただ、現状では大幅な変更が期待できない以上、混乱を生ずるようなこととなりますので、今のところその体系の中でやらせていただきたいというふうに思っております。

小児医療施設、救急医療体制の問題でございますけれども、こちらについては現在、大人の場合は塩釜地区と、それから、休・祝日の日中は松島病院と。小児につきましては休・祝日の日中の時間帯に加えまして土曜日の夜7時から10時まで、塩釜医師会の協力を得て休日急患センターで小児科の急患医療を行っているということでございます。

小児医療の現状ですけれども、これはきっとご存じでしょうけれども、日本全体の中でも極めて難しい問題でありまして、小児科の医の不足というのは全国的な課題になっているわけですね。なぜかということもご存じでしょうけれども、改めてご説明申し上げますが、小児科の病院の採算性というようなことがあります。あと訴訟が結構多いというようなことがあります。小児科医のなり手が少ないというようなことがあるわけでございます。しかし、松島町として子育てを考える場合には小児科が少ない問題があると、課題だというふうに思っておりますので、検討工夫しながら、検討工夫の中身としては、町内の医療機関とご相談をしながら小児科を開設していただくとか、そういったこと、また場合によっては小児科の誘致みたいなものを含めて、工夫しながらやっていく必要はあるというふうに思っておりますので、事態の改善には努力していきたいというふうに思っております。

また、医療施設の設備関係についてですね、そういったものも国・県などの各種機関に働きかけて充実を図ってきたいというふうに思っているところでございます。

残りは教育委員会の方からお答えいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） まず、校納金の方からご回答申し上げます。

教材費の学校徴収金につきましては、児童生徒個人の所有物にかかる経費でございます、学校・家庭のいずれにおいても使用できるもの、学級等集団全員が個人用の教材・教具とし

て使用するもので、家庭学習用ドリル、歌集、歌の集まりと書きますが、歌集等の副読本、ノート、文房具、学習用具、家庭科等の材料代等でございまして、各学校において保護者の了解のもと徴収させていただいているという状況です。

保護者の負担軽減を図るよう、各学校長には毎年、教育委員会として指導申し上げておまして、副教材をより精選してきております。工作セット、裁縫セットなど卒業後も活用できるものも多く、家庭に同様のものがある場合は購入せずに活用できるよう学校ごとに配慮してきております。今後も学校徴収金について毎年精査し、保護者の負担軽減を図るよう各学校長には毎年指導をしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

児童生徒のバスでございます。現在、旧三小、旧四小が松島第二小学校に統廃合となった以降、保護者の要望により町で運営しております路線バスを通学用にして運行しているという状況でございます。統廃合以前よりバスを自己負担で利用している児童との公平性と、そういったこともございまして自己負担にご協力いただいておりますが、保護者の皆様からの要望にこたえるため、一定の通学距離以上の小学生が通学に町バス等を利用する場合の減免の可否について現在、協議中でございます。

近年、児童の体力低下が顕著になってきておまして、歩いて学校に通うことが体力づくりの基本でもあり、統廃合により長距離の通学が必要になった小学生及び一定以上の長距離の通学にバスを利用している小学生を対象としたいと考えております。関係機関との協議や事務手続上の準備もありますので、新年度に向けた実施を検討していきたいというふうを考えております。中学生につきましては、自転車通学が多いこと、さらに統廃合によるものではないこと、こういったことから現在のところ減免対象は小学生として考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　ここで、今野　章議員の一般質問継続中ではありますが、休憩をとりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　時間も1時間ちょっと経過しまして、もう一問残っておりますので、休憩に入りたいと思っております。再開を2時20分といたします。

午後2時09分　休　憩

午後2時20分　再　開

○議長（櫻井公一君）　今野　章議員の一般質問を続けます。今野　章議員。

○16番（今野 章君） 先ほど一番肝心かなめの乳幼児医療費無料制度のところが抜けておりまして、小学校卒業まで何とかならないのかと、こういう質問をしていたんですが、質問抜けておりました。この点について前のご答弁に対して、一定の目標設定をしながら財政を考慮して考えたいと、言ってみればこんな形の内容だったと思います。しかし、答弁にもありましたように、県内でも21団体が本町以上の助成事業をしていると、こういう内容でございますので、先ほどもお話ししましたが、他の近隣市町村とやっぱり劣らない施策を講じていくということが大事なポイントだというふうに思っております。その点では今ここに掲げて質問をさせていただきました8項目について、やはりハードだけではなしにソフト面から迫っていくという施策が大事だと思ひまして質問をさせていただいたところでございます。この乳幼児医療について改めて、少なくとも小学校3年生、できれば小学校卒業までの考え方で早急に実施を求めたいと思うんでありますが、ご回答をお願いしたいということと、それから児童生徒の町民バスの無料についてであります。これについてはご検討をしている段階であると、こういうことで、これはもう当然亀井課長が検討していると言うんですから来年には実現していると、こういうふうに受け取っていいのかどうか。同時に、どの程度の距離を超えたときに無料というふうな考え方で進もうとしているのかというような点をお聞きしておきたいというふうに思います。その他についてはいろいろ言いたいことはありますが、時間もありませんので、その2点についてお伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 乳幼児医療費の助成ですけれども、これにつきましては結論から申しまして大変難しいというふうに考えておりますが、ただ、やらないということを決めているわけではないので、今後、検討課題であるというふうに考えているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 児童のバスの減免措置については、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。来年に向けて頑張らせていただきます。

さて、あと距離の問題でございますが、第二小学校の通学に関してのバスの利用に関して規定がございまして、現在のところ、3キロ以上というふうなことで載ってございます。これはあくまでも原則でございまして、体に何か異常のある方だとか、そういった方についてはまた別ということですが、これ、あとは1年生だとかもあるんですが、まだまだ体力的に3キロ歩くまでいっていないとか、そういったことが確認できれば、今までもあったんですが、2キロぐらいでもバスに乗ってもらうということではありまして、その辺につきましては

今度は学校現場と相談をして、さらには第二小学校にはバス委員会というのがご父兄の方入った委員会がございますので、そちらとも相談しながらキロ数については決定していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） このバスの問題につきましては、総務課の審査の際にバスの話題が出たんですが、教育委員会関係の職員の皆さんいなかったもので、ここまで話題が至らなかったんですね。今、控室で議員の皆さん方々になぜその話がああとき出なかったんだと。総務課と教育委員会の意思疎通がなかったのではないかと、こんな話も出たところでございまして、答えをいただくと長くなりますので、ぜひ連携をとっていただいで確実に進めていただきたいと思います。

次の高城川のかさ上げを急げということについて質問をさせていただきたいと思います。

大震災を受けておまして、高城川の堤防、一体どうなんだろうかと。この間の台風におきましても、国道側は、越えて国道の方にさらに向こうの空き地を含めた土地に浸水が広がっていったと。さらには高城川については明神橋付近ですか、あのあたりで若干水が越えたのではないかというようなお話も聞いております。ぜひこの高城川のかさ上げを急いでいただいて、本当に津波でも内水、雨水の内水についても安心して住民が暮らせるような状況を早くつくっていただきたいと、こういうふうに思っているわけであります。そういう意味では今現在、CO²の温暖化の現象とも相まって、集中豪雨といいますか、ゲリラ豪雨とか最近言っておりますけれども、そういう状況も大変出てきていて、なおかつ、私こうやってずっと考えてみますと、毎年毎年そういう地域が北上してきているんじゃないかと、こんなふうに思っております。そういう意味では今までは日本の南西部の地域のことかと思っていたことが、これからは本当に我々のところでそういうことが時々起こることになってくるのではないかというふうにも思っております。ぜひこのかさ上げ、早急に進めていただく、計画年度を短縮するように県等に求めていただきたいと、このように思っているんでありますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ゲリラ豪雨ですけれども、実はこの前の台風の雨もゲリラ豪雨的なところがありまして、相当想定の数ぐらいたったということがありますので、そのように私も何か北上していくのかなというふうに思っております。今回、3月11日の津波によりまして、高城川の水位が増したわけですが、あれは言わば千年確率の話でありまして、実は松

島にとっては30年から40年確率の雨水対策が重要であるということの認識はしっかり持っております。そういう中で高城川の改修事業につきましては県の事業でありまして、これも恐らくですけれども、私の考えるところでは県財政のなかなか厳しい中で順番づけがという話になってきているのかなと思いますが、今回、松島町として震災復興計画つくるわけですけれども、その中で高城川の河川改修については大きな一つの課題だとして挙げて、それをもって県の方にも改めて早期にやっていただけるように強く要望していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章議員） それで、この高城川の堤防のかさ上げですね、このかさ上げ高の問題がやっぱりあるのかなというふうに私は思っているわけです。先日、いつでしたっけ、4日でしたか、議会の復興対策特別委員会ということで沿岸部の調査をさせていただきました。そのときに海岸に行ってお話を聞いておりましたら、どのぐらい沈下したのかということで、海岸の五大堂近くのあたりで大体80センチを超える沈下をしているのではないかと、こういうお話でございました。そういうことを踏まえて考えますと、沿岸部におきましてはそういう80センチとかいう沈下が全体として起きているというふうにも考えなければいけないのかなというふうな気がするんですが、高城川の堤防も一緒に沈下をしているというふうに思います。そういう点ではこれまでにつくられたかさ上げ部分の堤防の高さが、それがそのままでもいいのかどうかという問題が出てくるのかなということと、これから、ちょうど役場のところから上流に向かってつくっていくわけでありまして、この部分についての設計高というものの変更は必要ないのか、その辺についてどのように見ておられるのかお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 結論から申し上げますと変更は必要です。そういうふうに県の方でも考えております。一般的に国土地理院でもって最終的に正確に高さをはかったわけではないんですが、ざっと40センチというふうに言われております、下がった高さが、地盤の下がった幅が40センチ。それは海岸部だけではなくて結構中の方まで入っているということはもう周知の事実でございますので、それに合わせて沈下した分については当然沈下した高さ分だけかさ上げして工事するというので設計とか作業とかに入っているはずでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） それであればいいんですけれども、高城川の場合、利府の番ヶ森ですか、

向こうの方の山も削って田中川を通過してここに注ぐ川と、それから長老坂の方から来る新川ですかね、この河川、こういうものが入っていて、あとはサイフォンの方から来る部分となっているわけですし、サイフォンからくぐる量というのはサイフォンの間口である程度抑えられるということにはなるかと思いますが、田中川と新川、ここに降った雨というのはやっぱり高城川に注ぐわけですので、ゲリラ的な豪雨が来たときに今までの洪水計画の水量、これで間に合うのかどうかという心配が出てくると思うんですが、地震の沈下の問題と、改めてそのゲリラ豪雨等に対応できる洪水計画の高さというものになるのかどうか、その辺は今までのような40年ないし50年の洪水計画で進むのかどうかという問題が出てきているのではないかと思いますよ。大体今回洪水になったところは、そういう計画でほとんどやられているというのが実態ではないかと思いますが、私はどんなことが起きてもとは言いませんけれども、やはりそういうことがあり得る、一千年に一度の津波があったわけですから、そういうことも想定して高城川の河川、かさ上げというものを考えていく必要があると思うんですが、その辺についてどんなふうに考えておられるかということ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私が聞いている範囲では、ゲリラ豪雨に対する対応ということでは考えられていないと思います。しかし、考える必要もあるということで県の方には言っていきたい。今回の台風15号で新たな被災といいますか、これまでになかったところで初原地区が床上までできておりました、それから考えますと、河川全体、高城川のような、いわば終末部分の断面ということもあるんでしょうけれども、途中部分の河川の急激な増水に対する一時的にはその部分だけの増水ということも考えられますので、今後、雨に対してはそういったところも含めながら対応を検討していく必要があるというふうに今回思ったところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 洪水浸水区域の想定図というのは、町でつくった防災計画マップですか、あの中にもありますよね。大体こういう、これは小さくて見にくいですが、こういうのが載っているわけです。ですから、高城でいえばほとんど高城の町部分は浸水しますよと、こういうマップになっているわけで、ぜひゲリラ豪雨なども想定したやっぱり対策になるように強く県には求めていただきたいというふうに思うものでございます。

三つ目であります、地盤沈下によりまして満潮時・高潮時の浸水というものが漁港等々を初め、いろんなところで起きているわけでありまして。先ほどもお話ししましたように特別委

員会で見てまいりました。水族館の前も大変でしたし、9月30日ですかね、水族館の前も水が入ってきて本当に入り口のところまでたふたと押し寄せておりましたし、グリーン広場も水でひたひたとなっていると、こういう状況、あるいはボートの方々がいらっしゃる組合の事務所、ああいうところも土のうを積んで水が入らないように頑張っているとか、あるいは手樽地区でもちょうど工事をしておりましたけれども、応急手当をされていたということで、この地盤沈下に対する対応どんなふうになっていくのか。現在、とりあえずの処置というものをぜひやっていただいて、そして恒久対策ということに踏み出していきたいと思うんですが、現在のところは観光協会の前に渡り橋をかけたりとか、あるいは観光協会向いの大宮司さんの駐車場のところの道路、あそこのかさ上げをしたりとか、あるいは海岸のグリーン広場のところのボートの皆さんのあの事務所のところまでの通路分の道路確保とか、そんなことはやられていたんですが、全体としてやっぱり防潮堤の内側に水が入ってきている部分についての手当てがまず必要なのではないかなと思うんですが、その辺についてどういう取り組みがなされているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 地盤沈下によります満潮時・高潮時の現在の対応につきましては、海水侵入箇所の侵入防止対策として護岸堤防の浸水箇所の応急補修、あるいは道路のかさ上げ、仮設の排水ポンプで排水をしております。具体的内容については担当課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 場所場所それぞれ管理者が違いましてそれぞれありますけれども、建設課で対応している分ということで主な内容について答弁させていただきます。

まず、磯崎地区になりますけれども、杉原商店前の県道の浸水、これにつきましては仙台地方振興事務所と排水樋管の調査を行いまして、護岸を修理して県道の浸水を防いでいるということで、今現在は水が上がらない状態になっているということで、通っていただければお気づきだと思いますけれども。また、西村歯科前につきましては、道路のかさ上げ、それから仮設ポンプで対応して通行できるようにしております。

それから、海岸地区になります。先ほど出ましたが、玉手箱館前わきの町道内町線につきましては、浸水の影響で道路が冠水するというので道路をかさ上げして通行できるように対応しております。それから向かい側のちょうど観光協会前になりますけれども、そこには国土交通省の方でポンプを設置していただいて応急的に排水もしていただいているというところになっております。

それから、手樽地区につきましては、これも振興事務所になりますけれども、これも工事中ということで今対応しておりますけれども、あそこの部分につきましては富山排水機場の堤防からの浸水があるということで、排水樋管部に亀裂があったということで、それを漏水を応急的に補修をしてとめているというところでございます。また、堤防からの浸水につきましては、すべて町道部分をかさ上げして浸水を防いでいるという状況でございます。大きく浸水している場所は防いでいるというところでございます。応急的な措置という形でございます。また、名籠漁港背後地の浸水につきましては、これも同じように道路をかさ上げして通行できるようにしているという状況でございます。

それから、全体的なご質問の中でありました町管理の一種漁港古浦漁港、名籠漁港、銭神漁港、これらについては震災で地盤沈下しておりますので、高潮で使用できる状態にはないという状況でございますので、これは災害復旧でかさ上げすることになっております。県管理の磯崎漁港につきましても、同じようにかさ上げをするという形になっております。

それから、早川漁港、それから農地海岸になりますけれども、これは振興事務所へ復旧をお願いしているという状況でございます。それから松島漁港になりますけれども、港湾区域となりますので、これも仙台の仙台塩釜港湾事務所へお願いしているというところでございます。

建設課の方は以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 現在、水道事業所の方で対応しております内容についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、水族館前ですけれども、ごらんとおり、かなりの海水の流入が見られます。あそこは常時のポンプということは無理ということで、豪雨、台風時にポンプを設置して対応していると。それから、あと公園内の通路ということで、トイレのところは公園管理事務所で通路確保のためのかさ上げをしておりますけれども、町としては水族館前の通りそのもののかさ上げですか、園路のかさ上げが必要ではないかというようなことで管理事務所にも申し入れているところでございます。

それから、あと高城川の沿線の左岸部の住宅地の地盤沈下による浸水でございますけれども、以前から底部が豪雨時に内水が上がるといったようなことでポンプで対応しております。それで今回もそういったポンプの応急対応しております。地盤沈下によりましてさらに内水がたまりやすい状態になっているということで対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 時間がほとんどないので最後の質問しますけれども、松島湾のいわゆる恒久対策ということで津波等々の高さ等、あるいは高潮等の関係の調査を踏まえて、県の方では海岸の防潮堤の高さに対する計画高というのを示しているわけですよね。松島町関係と申しますか、松島湾関係ではこれまで以前の防潮堤の高さが大体2.1メートルから3.1メートルだと。これに対して、新しい計画では4.3メートルの防潮堤の護岸の工事を計画しているというようなことになっているようなんでありますが、大体そういう話で全体進むことになるのかどうか。その辺の新しい恒久対策の内容について、もしわかれば最後にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 新聞報道では4.3ということで出てまして、今現在、2.1というのは海岸地から2.1、それ以外が高城川の堤防も3.1ですね。あと農地海岸については3.0、手樽の海浜公園については3.5とか、まちまちですね、実際は。そういう状況で、今現在、すぐ4.3というわけにはいかないという部分はもちろん実情ありますので、災害復旧については原形復旧を考えているということで今の既設の高さを一応計画しているということでご説明ありますけれども、これから一応そういった4.3にするかしないか、いつまでできるかという部分についてはまだ協議が整っておりませんので、今後、協議していくという形でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 時間となりましたのでやめます。4.3という高さが県の計画ですと、必要だということで、今お話にありましたように、高城川の堤防についてもそういうレベルの話になっていかざるを得ないのかなというふうに私は思っております。ぜひそういう内容で当局としても頑張っていたいただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員の一般質問が終わりました。

一般質問を続けます。7番渋谷秀夫議員、登壇願います。

〔7番 渋谷秀夫議員 登壇〕

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。

松島駅の拡張整備及びバリアフリー化の推進について質問をさせていただきます。

松島町長期総合計画第三次基本計画が施行されて半年になっているわけですが、これに沿っ

での質問となります。よろしくお願いいたしたいと思います。

松島町の長期総合計画が15カ年計画のもとに進み、いよいよ今年度から最終となります第三次基本計画に入っているわけでありますけれども、この第三次基本計画では、第一次、第二次で実施されてきたもの、あるいは計画されてまだ未処理のものがいよいよ実施計画がどんどんとされてくるものと私は思っております。

この第三次基本計画の中で公共交通関係で目指すべき方向として、松島駅・松島海岸駅の拡張整備及びバリアフリー化の推進とあります。松島駅につきましては今回、駅舎そのものが改修になったばかりですので、今回は松島海岸駅に絞ってお伺いしたいと思います。

松島町は住み心地のよいまちづくりのために、住民や観光客が利用しやすい公共交通ネットワークの充実に努め、鉄道の駅については、松島町の拡張整備、バリアフリー化の推進を図るとしております。しかしながら、現在の駅の利用者数は、自家用車の普及や児童生徒の減少等の理由により減少傾向がございます。また、今回の大震災によってJR東日本は甚大な被害をこうむっております。そのような状況をかながみまして、次の質問をさせていただきます。

一つ目は、町民意識調査によりますと、松島海岸駅の整備やバリアフリー対応に対する不満が大きな数字となっております。「不満」が42.4%、それから「特に不満」が17%となっております。その不満の要因として考えられることはどんなことなのでしょうか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） お話のように松島海岸駅を使つての通勤・通学というのは減少傾向でございます。しかし、日本三景の目の前の駅、松島海岸駅でございますので、観光関係の方々、観光客の方々が数多くいらっしゃるということでございます。その中には当然高齢者の方や障害者の方、いらっしゃるわけでございますので、その日本三景の松島の駅としてふさわしくないのではないかというような町民の方々のご意見もあるということから、ユーザーとしては観光客であり、また、町の松島のありようとしてふさわしくないというふうに思っているのは町民の方であるというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） そうしますと、この59%の中で最も大きな不満というのはどんなことなのでしょうか。そのようなことは。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

- 企画調整課長（小松良一君） まず、アンケートの中身を見てみますと、やはりエレベーター、エスカレーター等の昇降施設が望まれるという内容が多い状況でございました。特に身障者、高齢者、ベビーカー対策として、やはり日本三景松島の玄関口としてふさわしくないのではないかという意見が多かったということでございます。
- 議長（櫻井公一君） 渋谷議員。
- 7番（渋谷秀夫君） 他にないのでしょうか。
- 議長（櫻井公一君） ほかにありませんかと。小松企画調整課長。
- 企画調整課長（小松良一君） この意見がほとんどということでございます。
- 議長（櫻井公一君） 渋谷議員。
- 7番（渋谷秀夫君） それでは、松島海岸駅の整備とありますよね。この整備に関して不満としてとらえられていることはございますでしょうか。
- 議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。
- 企画調整課長（小松良一君） 整備という部分については、やはり見た目の問題もあるかと思えます。駅舎自体も今の状態になってからも大分年数が経過しているということで、やはり国際観光地としての見た目というか、ビジュアル的な問題で、やはりもうちょっとグレードアップした方がいいという意見も別な部分では出されているという状況でございます。
- 議長（櫻井公一君） 渋谷議員。
- 7番（渋谷秀夫君） 平成14年のアンケート、私見てみたんですが、そのときいろいろ不満というのがやはり出されてまして、先ほど出ましたエレベーターがないというようなこと、それからエスカレーターというのもありましたが、これはちょっと無理があるのかなと思えますけれども、階段の緩やかさとか、それからバリアフリーのトイレがないとか、そういった不満というようなものも記載されていたようなんですが、今回もそのようなことがございましたでしょうか。
- 議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。
- 企画調整課長（小松良一君） 多くの方からちょっとさまざまな意見は出されておまして、ちょっと今、手元に一人一人のご意見の資料は持ってないんですけれども、少数意見としてはそういった意見も出されていたというふうには記憶しています。
- 議長（櫻井公一君） 渋谷議員。
- 7番（渋谷秀夫君） そうしますと、私が次に不満に対する対策というのは、どのようにとられているのかということなんですが、いかがでしょうか。

それから、J R東日本がとられている対応は、もしおわかりになればお示してください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この問題につきましては、これまでJ R等の中で松島海岸駅の改修ということでこの問題を解決しようというふうに思っているわけでございます。そういう中でこれまでの計画でご存じのように一応の両者、J R側、松島町側で計画をつくって、その計画どおりやればよろしいわけですが、資金負担と申しますか、そこの部分でJ R側と松島町側で意見が分かれているということから、そのままペンディングになっているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） そうしますと、課長、あるいは町長からの話ですと、不満材料としてはエレベーターそのものであるということなんでしょうか。他に乗客、観光客等から申しますと、駅前広場がないとか、あるいは今のベビーカーも通れないような駅舎と歩道の段差があるとか、いろんな不満材料が多々出されていたようなんですが、そうしますと、その対策としては、このエレベーターそのものを解決すれば不満の60%というのは解決されるわけですね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） こまかい例えば段差の問題とか駅広の問題とかもありますけれども、一番の根っこ、根幹にあるのはエレベーターの問題だというふうに理解しております。

○議長（櫻井公一君） 渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） そうしますと、町としてはこの第三次基本計画の中でおやりになるつもりがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 第二次の中でもやっておりましてし、第三次の中でも継続してやっていきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） それは検討であるわけですし、実施検討まで行かれるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） J R等の話がつけばすぐにできる話でございますので、問題は相手がいる話になっているということでございますね。こちらとしてはJ Rの言っている町側負担の金額については、行政として松島町として合理性がないというふうに思っているわけです。そちらはJ R側の当然負担ではないかというふうなお話をしているところですが、J Rでは

町側の負担であるというふうな判断しているというあたりが、話がすり合わないところがございます。今後、話し合いを進めていくある程度時間をかけていく、また、ある一定の期間休んで、ぽっと次話してみるとかというふうな、いろいろなやり方があると思うので、その中で私としては解決できると、解決していかなければならないというふうに思っている問題でございます。

○議長（櫻井公一君） 渋谷議員。

○7番（渋谷秀夫君） 町民の多くがこのエレベーターの問題については言っているわけでございますので、ぜひとも観光地・松島のシンボルであります海岸駅にぜひエレベーター、あるいはエスカレーターを設置されることを要望いたしまして、終わります。

○議長（櫻井公一君） 渋谷秀夫議員の一般質問が終わりました。

以上で通告いただいた一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

再開は7日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後2時56分 散 会